



郵便はがき



ここからゆっくりはがしてください。

## 督 促 状

税目・期別	
通知書番号	
本 税	円
納 期 限	

上記の金額が、  
確認ができないため、  
時点で納付（納入）の確認には納めた日から数日かかります。既に納められた場合は行き違いとご了承ください。  
までに必ず納めて  
ください。なお、納付（納入）の確認には納めた日から数日かかります。既に納められた場合は行き違いとご了承ください。

浜松  
市長

### ◎本税について

本税の金額には令和6年度から森林環境税が含まれます。

### ◎延滞金の計算

納期限の翌日から納めた日までの日数により、税額に次の区分に応じた割合を乗じて算出します。

①納期限の翌日から1か月間は、年7.3%

各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない中ににおいては、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%が上限）

②納期限の翌日の1か月後から納めた日までの期間は、年14.6%

各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中ににおいては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

### ◎滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を行います。

### ◎この処分に不服がある場合

処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3か月を経過した日の方が早いときは、その日までです。

処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として提起することができます。被告の代表者は市長となります。また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、②及び③については、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に限ります。